

災害時協力井戸整備費補助事業 申請フロー

地震等による災害発生時に、生活用水（飲料水及び調理に使用する水を除く）を確保するため、井戸「災害時協力井戸」の整備を行う方に対して補助をする制度です。

① 災害時協力井戸登録制度の対象になる井戸を確認する。

災害時協力井戸として登録するには、下記のいずれにも該当しなければなりません。※補助事業の完了報告時までには該当している場合も含む



条 件
① 犬山市内に所在すること
② 井戸水を汲み上げるための電動式又は手動式のポンプ、つるべ等があること
③ 井戸枠等があり安全に使用できること
④ 災害時において、市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう、井戸の所有者又は管理者により継続的かつ適正に管理されていること
⑤ 災害時に無償で井戸水を提供できること
⑥ 井戸の周囲に水を汚染するものがないこと
⑦ 市民等に広く周知できるよう井戸の所在地を公表できること

② 申請書を提出



犬山市役所 防災交通課（3 階）に「犬山市災害時協力井戸整備費補助金 交付申請書（様式第 1）」を提出してください。

③ 交付決定通知書の送付



審査を行い「犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付・不交付決定通知書（様式第 2）」をお送りします。

④ 完了報告

災害時協力井戸としてホームページ等で公表します。
登録標識を井戸周辺の見やすい場所に掲示してください。

登録の更新

災害時協力井戸の登録期間は、登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の末日までです。ただし、登録者から更新をしない旨の申出があった場合を除き、1 年ご

とにこれを更新します。

登録内容の変更

登録内容に変更があった時は「**犬山市災害時協力井戸登録内容変更届出書（様式第3）**」
に変更事項を記載し提出して下さい。